

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3131001	処分名	使用許可の取消し等		
区分	不利益処分・条例	処分権者	指定管理者		
担当部署	部 地域振興部	課	地域協働課		
根拠規定	鈴鹿市コミュニティセンター条例			第3条の2	
基準規定	①	鈴鹿市コミュニティセンター条例		第3条の2, 第3条	
	②				
	③				
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日 令和3年3月23日
	非公開該当		未設定理由		
	<p>○鈴鹿市コミュニティセンター条例 (許可の取消し等)</p> <p>第3条の2 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用の条件を変更することができる。</p> <p>(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。</p> <p>(4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。</p> <p>※上記の第3条の2(5)における具体例として、災害等による緊急時により指定管理者が必要と認めたときとする。</p>				
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日
	期間				
聴聞等	聴聞又は弁明の機会の付与	不利益処分を受ける者に意見陳述の機会を与え、審理を行う。			
備考					

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3133002	処分名	使用許可の取消し等			
区分	不利益処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部 地域振興部	課	男女共同参画課			
根拠規定	鈴鹿市男女共同参画センター条例			第9条第1項		
基準規定	①	鈴鹿市男女共同参画センター条例		第9条第1項		
	②	鈴鹿市暴力団排除条例		第9条		
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成14年6月28日	最終更新日	令和3年3月23日
	非公開該当		未設定理由			
	市長が、センターの使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができるときは以下のとおりとする。					
	(1) 使用する者が公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。					
	(2) 使用する者が主として物品の販売その他これに類する行為を行うと認めるとき。					
	(3) 使用する者が施設及び設備器具を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。					
	(4) 使用する者が管理運営上支障を来すおそれがあると認めるとき。					
	(5) 使用する者が使用許可の条件又は目的に反して使用したとき。					
	(6) 使用する者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。					
	(7) 使用する者が男女共同参画センター条例又はこれに同規則に反したとき。					
(8) 天災や感染症等の発生によりセンターを閉鎖しなければならないとき。						
※ 基準規定(参考)						
○鈴鹿市暴力団排除条例 (公の施設の利用における制限) 第9条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下この条において同じ。)の利用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の利用の許可をした場合において、当該利用が暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の利用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。						
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	聴聞					
備考	聴聞に関しては、鈴鹿市行政手続条例第13条第2項第1号の規定に該当する場合、手続を省略することができる。					